

【外国人材地域共生推進事業費補助金】

熊本県では、「外国人材に選ばれ続ける熊本」の実現のため、外国人材の地域定着や地域共生に取り組む監理団体、登録支援機関や外国人材受入企業等に対して経費の一部を助成します。

募集期間 2026年5月19日(火)から6月19日(金)

<補助制度の概要>

1 外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業への支援

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に事務所を有する監理団体・ 県内に事務所を有する登録支援機関・ 県内に事務所を有する外国人材受入事業者(複数事業者合同での実施可)・ 県内に事務所を有し、外国人材の受入れ又は支援を継続的に行う団体(商工会議所、国際交流協会、農業協同組合等) ※本補助金を営利目的に行う事業者は対象外とする
補助対象事業	外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業 ※日本のルールやマナーを学ぶ研修を必ず含むこと
対象外国人材	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人材の参加人数が3名以上であること・ 県内の事業所において就業していること・ 参加外国人の半数以上が、技能実習生または特定技能外国人であること・ 受講者のうち半数が、日本語能力水準N3以下であること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 謝金 講師等謝金・ 旅費 講師旅費、講習受講者の旅費・ 事業経費 教材の購入費及び印刷費、印刷費、消耗品費、会場使用料、委託費・ その他知事が必要と認める経費
補助率・上限額	<ul style="list-style-type: none">・補助率 2分の1以内・上限額 20万円

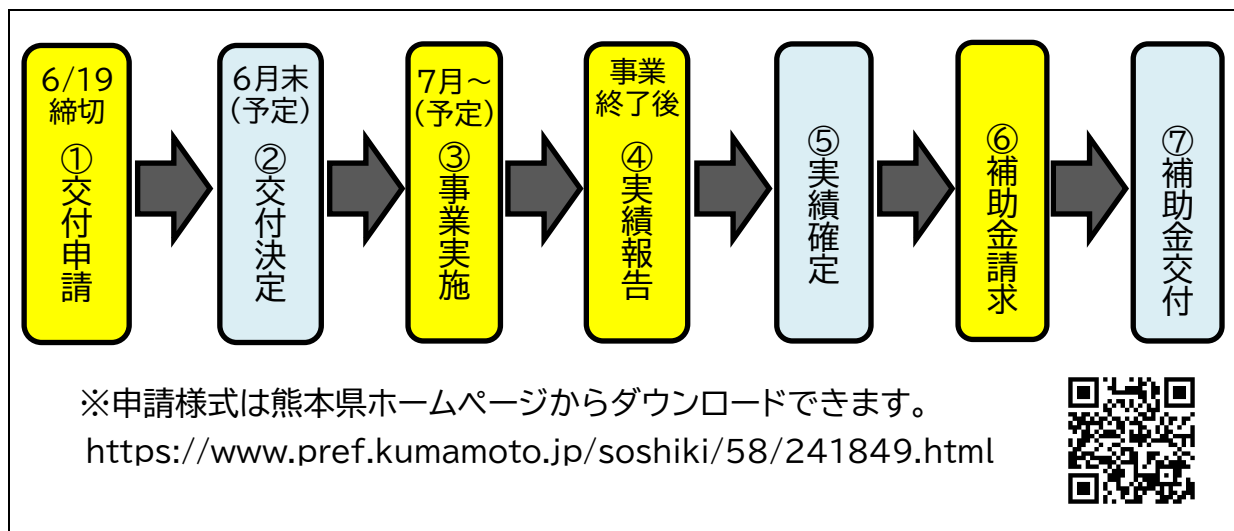
2 地域の文化、伝統行事の体験事業・日本人社員や地域住民との交流事業への支援	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に事務所を有する監理団体 ・ 県内に事務所を有する登録支援機関 ・ 県内に事務所を有する外国人材受入事業者(複数事業者合同での実施可) ・ 県内に事務所を有し、外国人材の受入れ又は支援を継続的に行う団体(商工会議所、国際交流協会、農業協同組合等) ・ ※本補助金を営利目的に行う事業者は対象外とする
補助対象事業	<p>① 文化・伝統行事、自然体験等に関するレクリエーション活動で、特に県内で働く外国人材が熊本県の魅力を体験することができるもの。</p> <p>② 地域住民と交流し、触れ合うことができる行事を企画し、又はこれに参加する事業であって、特に県内で働く外国人材が地域住民との交流を深めることができるもの。</p>
対象外国人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人材の参加人数が3名以上であること ・ 県内の事業所において就業していること ・ 参加外国人の半数以上が、技能実習生または特定技能外国人であること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 講師等謝金 ・ 旅費 講師旅費、交通費 ・ 事業経費 教材の購入費及び印刷費、消耗品費、会場使用料、会場への入場料、イベントの参加料、レンタル料、会場までの交通費(借上バス代)等 ・ その他知事が必要と認める経費
補助率・上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2分の1以内 ・上限額 20万円

※一団体あたりの補助対象期間は、3年間とします。

※「1 外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業」及び「2 地域の文化、伝統行事の体験事業・日本人社員や地域住民との交流事業への支援」を組み合わせることもできます。ただし、その場合も上限額は2事業併せて20万円です。

※予算を上回る申請があった場合は、申請額で按分します。

<手続きの流れ>



※行政書士又は行政書士法人でない者が、申請者から報酬を得て本件申請書類を作成した場合は、行政書士法違反となり、同法の規定により、一年以下の懲役(2025年6月1日以降は拘禁刑)又は百万円以下の罰金に処されることがあります。(他の法律に別段の定めがある場合は除く。)

【問合せ先】 熊本県 商工政策課 人材プロジェクト班

TEL : 096-333-2342(直通)

E-mail : shoukouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

